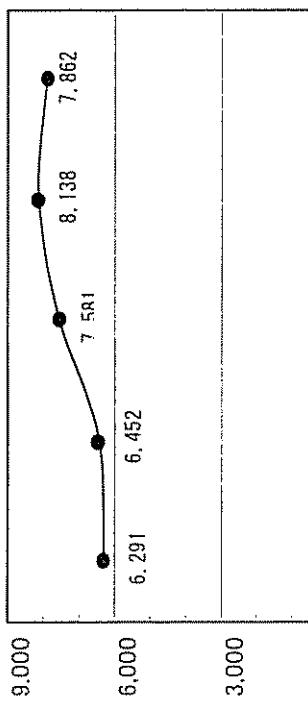


「大阪府放置自動車の適正な処理に関する条例」について

放置自動車の現状

- 府域の放置自動車は増加傾向（自動車リサイクル法の全⾯施行（平成17年1月1日）を控え、さらに増加が懸念）
- 地域の美観を損ね、府民の安全で快適な生活環境を阻害

大阪府域における放置自動車の確認台数
合計



条例の概要

調査等（第4条）

- 車外からの調査では所有者等が判明しない場合の施錠の解除及び車内等の調査について定める。

勧告及び命令（第6条）

- 放置自動車の所有者等に対する撤去勧告及び命令について定める。

廃自動車認定（第7条）

- 放置自動車の所有者等が判明しない場合の廃自動車認定の基準等について定め、あらかじめ、大阪府環境審議会の意見を聴かなければならぬ。

- 上記の基準に該当するか判断が困難な放置自動車について、大阪府環境審議会の意見を聴かなければならない。

処分（第8条）

- 廃自動車と認定した場合等の放置自動車の処分について定める。

罰則（第11条）

- 第6条の命令に違反した者に対し、20万円以下の罰金を科すことを定める。

※適用範囲：府が所有し、又は管理する土地とする

条例における放置自動車対策のフロー

発見・通報



施錠解除等車内調査により、
所有者等の判明率を高める

所有者等が判明した場合
法令により自主撤去をさせる。
法令違反に、罰則を課す。

所有者等が不明の場合
廃自動車認定基準により迅速・
適正に撤去する。

平成十六年三月三十日公布

大阪府放置自動車の適正な処理に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、放置自動車の適正な処理に關し必要な事項を定め、放置自動車により生ずる支障を速やかに除去することにより、府民の安全で快適な生活環境の保全及び地域の美観の維持を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 自動車 道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第二条第二項に規定する自動車をいう。
- 二 放置 正当な権原に基づき置くことを認められた場所以外の場所に相当期間置かれていることをいう。
- 三 放置自動車 放置されている自動車をいう。
- 四 所有者等 自動車の所有権、使用権又は占有権を有している者及び自動車を放置し、又は放置させた者をいう。

(放置の禁止)

第三条 何人も、正当な理由なく自動車を放置し、若しくは放置させ、又はこれを放置し、若しくは放置させようととする者に協力してはならない。

(調査等)

第四条 知事は、府が所有し、又は管理する土地(以下「府有地等」という。)に放置自動車があるときは、規則で定めるところにより、その職員に、当該放置自動車の状況、所有者等その他の事項を調査させるとともに、当該放置自動車の撤去を促すために警告書を当該放置自動車の見やすい箇所にはり付けさせることができる。

2 知事は、前項の規定により放置自動車を調査させる場合において、車外から調査では所有者等が判明しないときは、その職員に、当該放置自動車が施錠されている場合にあつては、当該施錠を解除させ、その目的を達成するため必要な最小限度において車内等の調査をさせることができることができる。

3 前二項の規定により調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(一) 放置自動車の移動及び保管

第五条 知事は、府有地等に放置自動車がある場合において、府民の安全で快適な生活環境の保全上著しい支障が生ずるおそれがあると認めるとときは、当該放置自動車を移動し、及び保管することができる。

2 知事は、前項の規定により放置自動車を移動し、及び保管したときは、当該放置自動車が置かれている場所を管轄する警察署にその旨を通知するものとする。

3 知事は、第一項の規定により放置自動車を移動し、及び保管したときは、当該放置自動車の所有者等に対し、規則で定めるところにより、その旨を通知しなければならない。ただし、当該放置自動車の所有者等が判明しない場合(所有者等の所在が判明しない場合を含む。以下同じ。)は、規則で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

(二) 勘定及び命令

第六条 知事は、府有地等(不特定又は多数の者の利用に供されているものに限る。)において、第四条第一項及び第二項の規定による調査の結果、放置自動車の所有者等が判明したときは、規則で定めるところにより、当該所有者等に対し、期限を定めて、当該放置自動車を撤去するよう勘定することができる。

2 知事は、前項の規定による勘定を受けた者がその勘定に従わないときは、規則で定めるところにより、期限を定めて、その勘定に従うべきことを命ずることができる。

(三) 廃自動車認定

第七条 知事は、第四条第一項及び第二項の規定による調査の結果、放置自動車の所有者等が判明しない場合において、当該放置自動車が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該放置自動車を廃自動車と認定することができる。

一 第四条第一項の規定による警告書のはり付けの日の翌日から起算して十四日を経過していること。

二 自動車としての本来の機能を失っていること等により、運行の用に供することが困難であること。

2 知事は、前項第二号に該当するかどうかを判断するために用いる基準を定めるものとする。

3 知事は、前項に規定する基準を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、大阪府環境審議会の意見を聽かなければならぬ。

4 知事は、第二項に規定する基準を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公示しなければならない。

5 知事は、第二項に規定する基準に該当するかどうかを判断するこれが困難なときは、大阪府環境審議会の意見を聽かなければならぬ。

6 知事は、第一項の規定による認定をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を周知させるため必要な措置を講ずるものとする。

(一) 处分

第八条 知事は、前条第一項の規定により放置自動車を廃自動車と認定したときは、当該放置自動車の処分を行うことができる。

2 知事は、第四条第一項及び第二項の規定による調査の結果、放置自動車の所有者等が判明しない場合において、前条第一項の規定により当該放置自動車を廃自動車と認定するこれが困難なときは、当該放置自動車に係る次の各号に掲げる事項を公示するものとする。

一 第四条第一項の規定による警告書のはり付けの日

二 放置されている場所（第五条第一項の規定により知事が保管している場合にあつては、放置されたいた場所及び保管している場所）

三 車名、塗色、種別及び道路運送車両法第九条に規定する自動車登録番号又は同法第六十条第一項に規定する車両番号のうち判明しているもの

四 公示の日以後の取扱い

五 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 知事は、前項の規定による公示の日から六月を経過した日以後に当該放置自動車の処分を行うことができる。

(二) 費用の請求

第九条 知事は、第一条の目的を達成するため、放置自動車の移動、保管その他の処理を行つた場合において、当該放置自動車の所有者等が判明したときは、当該処理に要した費用を当該所有者等に請求することができる。

(規則への委任)

第十条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第十一條 第六条第二項の規定による命令に違反した者は、二十万円以下の罰金に処する。

附 則
この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第七条第二項から第四項までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。

廃自動車認定基準

以下の項目について、滅失又は破損^{※1}等に該当する場合は、それぞれの点数を加算し、その合計点が3点以上の車両を廃自動車とする。

ただし、補助項目のみによる合計点が3点以上であっても、廃自動車としての認定はできないものとする。

【最重要項目：各3点】

部品名等	該当	部品名等	該当	部品名等	該当
エンジン		車軸		燃料タンク	
トランスミッション		車枠		ラジエター	

【主要項目：各2点】

部品名等	該当	部品名等	該当	部品名等	該当
サスペンション		バッテリー		タイヤまたはホイール	
ハンドル		ブレーキパッド		シフトレバー	
アクセルペダル		ブレーキペダル			
車台番号、ナンバープレートまたは車検切れ ^{※2}					

【補助項目：各1点】

部品名等	該当	部品名等	該当	部品名等	該当
ボンネット		シートベルト		ワイパー	
前照灯		尾灯		方向指示器	
バックミラー		サイドミラー		計器類	
座席		バンパー		ドア	
窓ガラス		場所 ^{※3}		塗装の汚れやさび等	
車内の著しい汚損 ^{※4}					

※1 破損とは、外観により当該部品の本来の機能が果たせないと容易に判断できる破損をいう。

※2 車検切れとは、フロントガラスの検査標章(車検シール)などにより判断し、自動車検査証の有効期間を満了している場合をいう。それらが無い場合も該当するものとする。

※3 場所とは、山林・河川敷や廃棄物の不法投棄がある場所など、通常の駐車場所として考えられない場所をいう。

※4 車内の著しい汚損とは、消火器のまき散らしなどによる著しい汚損をいう。